

# 令和6年1月から 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。  
出産とは、妊娠85日以上のもを指します（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 対象の期間および軽減額

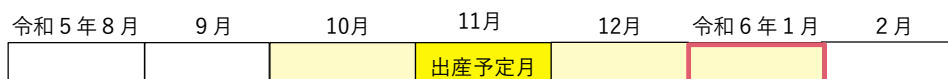
- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額のうち、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年税額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国保税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 軽減を受けることにより、過納となった場合は還付されます（遡りは5年までできます）。

## 届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳または出産予定日が確認できるもの(妊婦一般健康診査受診票など)  
※出産後に届出を行う場合、出生証明書（母子健康手帳にあります）など親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③ マイナンバーカードや運転免許証など届出者の本人確認書類  
※届出者が別世帯の方の場合、委任状が必要となります。

## 届出先

小諸市役所 市民生活部 税務課 市民税係 [TEL:0267-22-1700\(内線2152\)](tel:0267-22-1700)